

【当該地域の所有者不明農地の概要】

・千早赤阪村水分地区は基盤整備された地域で、水稻栽培が中心である。基盤整備された農地を集約化するための支障となる一部農地での所有者不明農地の解消に向け取組む必要がある

当該農地の概要	所有者が転居・死亡した4名の農地が不明
筆数や面積	15筆、10,516㎡

【簡潔な取り組み実績スケジュール】 別紙ロードマップ参照

- ・大阪府農業会議は大阪府の高度利用農地確保事業を受託し、当地域内の全農家を対象に、将来の農地利用意向の詳細を把握した
- ・この過程で地域農家に所有者不明農地の情報を収集し、4名が所有者不明農地の地権者であることを特定
- ・農業委員会にこの4名の戸籍取得を依頼
- ・判明した相続人に意向を把握した

探索	7か月
所有者不明農地の確定	1か月
農家の意向確認	1か月

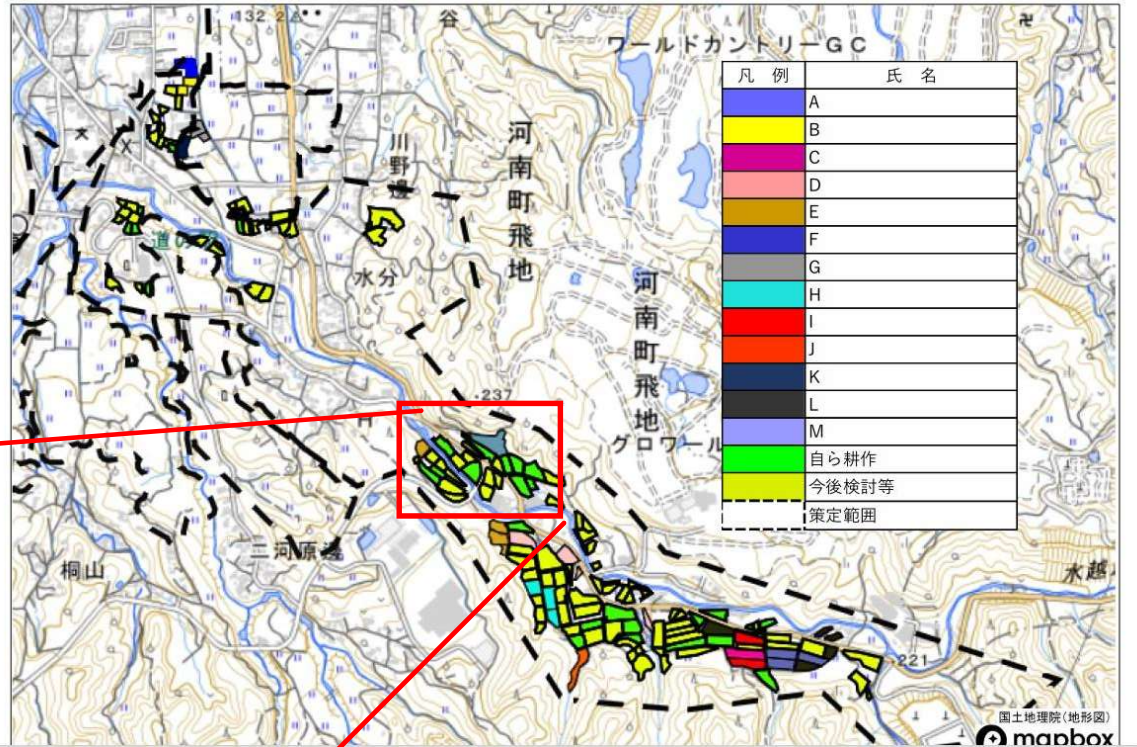
【支援地域の地図・航空写真等を掲載】

- ・別添1のとおり

【農業委員会の取組内容、農業会議の支援内容】

- ・大阪府農業会議では、大阪府高度利用農地確保事業を活用し、農業委員会、大阪府南河内農と緑の総合事務所と連携し、当地区で農地利用の意向を調査し、貸したいと回答した場合は、詳細な条件（貸付対象者、貸付期間、貸付賃料、ハウスや永年性果樹の可否、接道状況など）を聞き取った
- ・当地区はほ場整備が完成しており、地域計画策定時の農家意向調査で貸付意向を示した地権者9戸を対象とし、これらの農家に詳細な農地利用意向調査票を郵送した
- ・一方、村が連絡が取れない15筆の所有者不明農地の地権者4名を把握しており、その状況を上記9名の農家意向把握の際などに情報収集し、4名を特定した
- ・農業委員会とこの4名の戸籍等取得を調整していたところ、2名から所有権を移転したい旨の連絡が入ったことから、農業委員会には残る2名の戸籍等を取得し、相続人が判明した
- ・この2名に対し、再度、今後の農地利用の意向調査票を郵送し、1名からは6筆の農地を貸す際の詳細な条件等について連絡があり、その農地情報をとりまとめた
- ・残る1名は連絡がないため、今後も問い合わせを行うが、所在が判明したため、所有者不明の状態は解消された
- ・府事業を活用し、当該地区の全農家を対象に調査を行ったため、確実に所有者不明農地の探索が行うことができた

【水分地区 目標地図】



右図
千早赤阪村水分地区の支援地域
(地域計画目標地図の策定範囲)

下図 拡大図
所有者が判明し、農地貸借を希望する
農地①～⑥

